食事療養・生活療養について

令和8年度6月現在

①食事負担金

食事（1食あたり）	一般病棟 回復期リハビリテーション病棟	地域包括ケア病棟 療養病棟
一般所得	550円	550円
住民税非課税世帯(オ)	270円	270円
低所得Ⅱ（70歳以上）		
低所得Ⅰ（70歳以上）	130円	160円
低所得Ⅰ（70歳以上）老齢福祉年金受給者等		130円
指定難病	330円	330円

過去1年間で非課税期間（低所得1を除く）の入院日数が延べ91日以上になった場合は、
「長期入院該当」となりさらに減額されます。適用は申請日の翌月1日からです。

②生活療養費（65歳以上）
※地域包括ケア病棟・療養病棟のみ

居住費（1日あたり）	
一般所得	430円
住民税非課税世帯(オ)	
低所得Ⅱ	
低所得Ⅰ	
低所得Ⅰ（70歳以上）老齢福祉年金受給者等	0円
指定難病	

【長期該当の申請】
入院日数が90日を超えた場合、入院日数が超えた日が分かる書類(領収書)と共に
各健康保険の窓口で申請手続きを行っていただき、新たに発行される
「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示して下さい。
申請方法について詳しくは、各健康保険の窓口までお問い合わせ下さい。

大洲中央病院